

館山市高齢者保健福祉計画

概要版

(令和6～8年度)

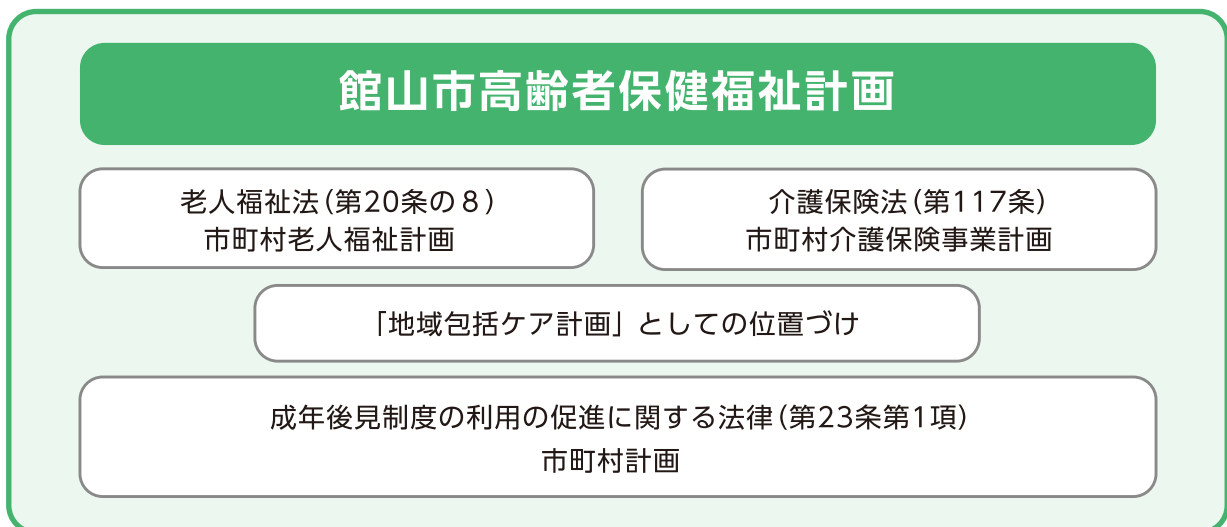
【第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画】

1 計画について

■ 計画の位置づけ

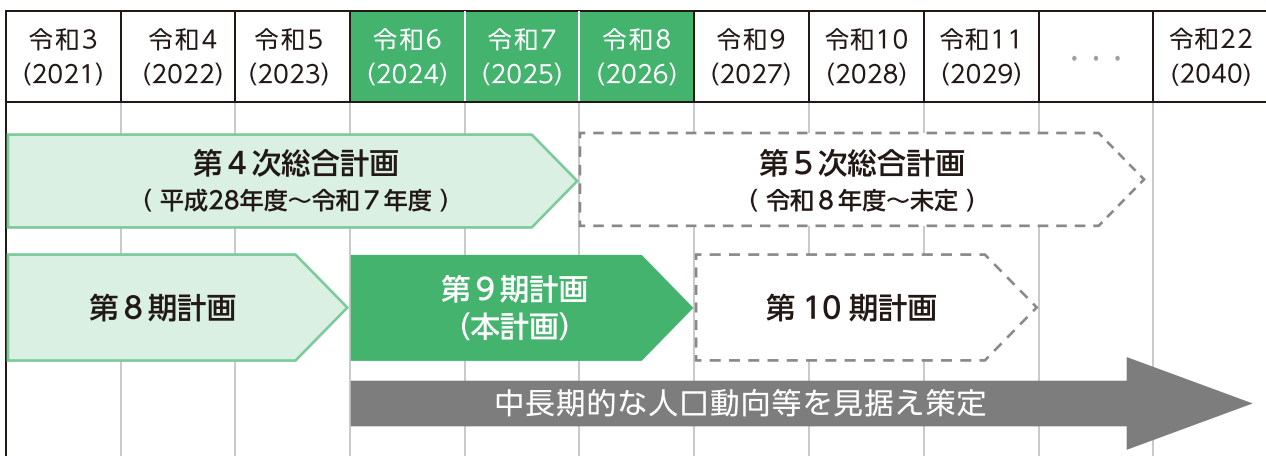
本計画は、本市の高齢者に対する保健福祉事業全般を総合的に推進するため、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画(高齢者保健福祉計画)と介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画(介護保険事業計画)を一体のものとして策定するものであり、「地域包括ケア計画」や「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく市町村計画としての位置づけも含まれています。

策定にあたっては、本市の最上位計画である「第4次館山市総合計画」(平成28年度～令和7年度)や館山市地域福祉計画その他福祉関連計画と調和・連携させつつ、国・県の政策動向とも整合を図ります。



■ 計画の期間

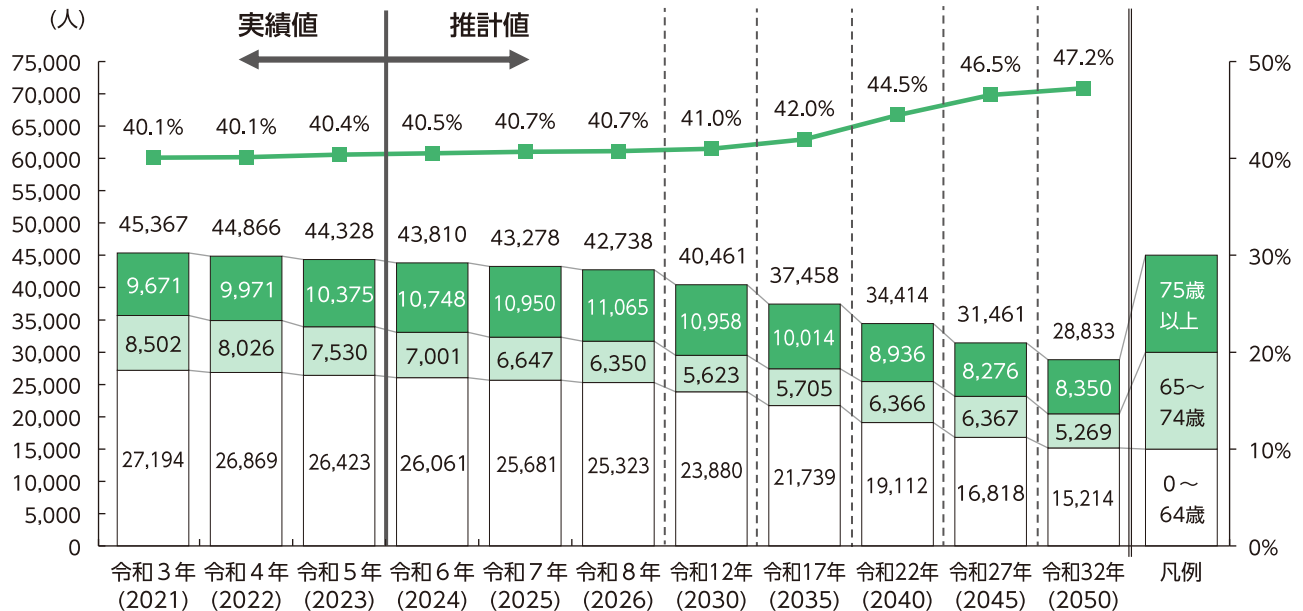
本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間とします。



2 高齢者・介護を取り巻く現状と今後

■ 人口・高齢化率

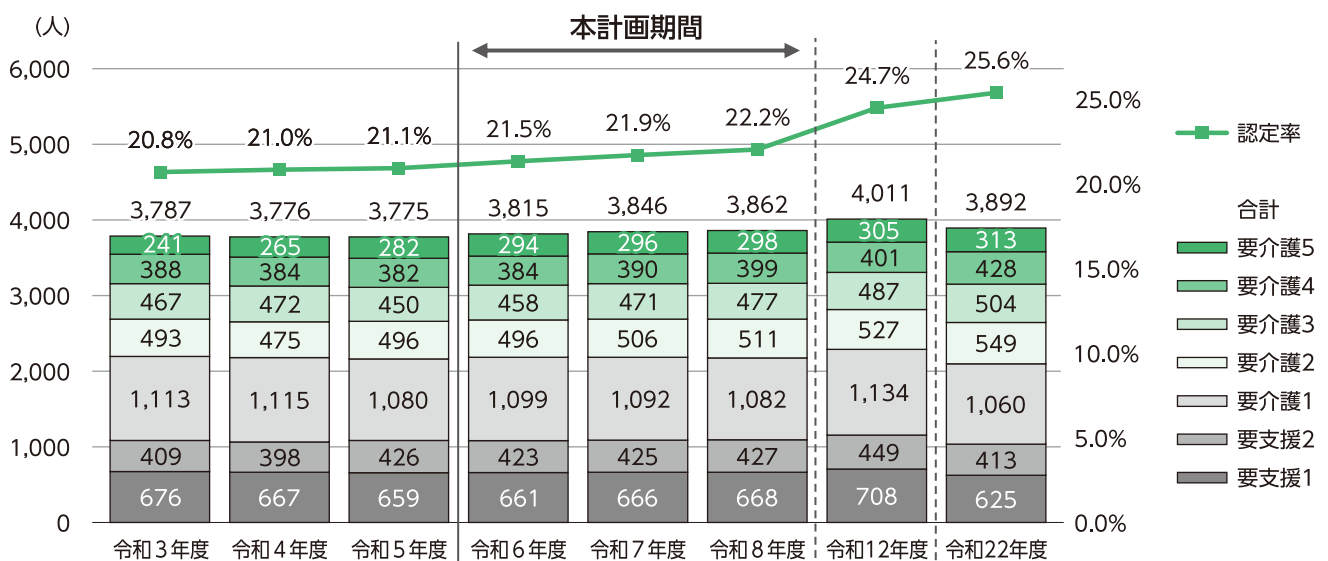
本市の高齢者人口は、令和3(2023)年から減少に転じていますが、65歳未満人口の減少割合の方が高いため、高齢化率の上昇は今後も続いていく見込みとなっています。全国で団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年には、高齢化率は44.5%になる見込みとなっています。



■ 要介護認定者数

後期高齢者人口はしばらく増加が続くため、要介護認定者数は、微増していくことが見込まれています。本計画期間においては、認定率は21.5%から22.2%程度で推移すると見込まれます。

第1号被保険者における要介護認定者数・認定率の今後の推移



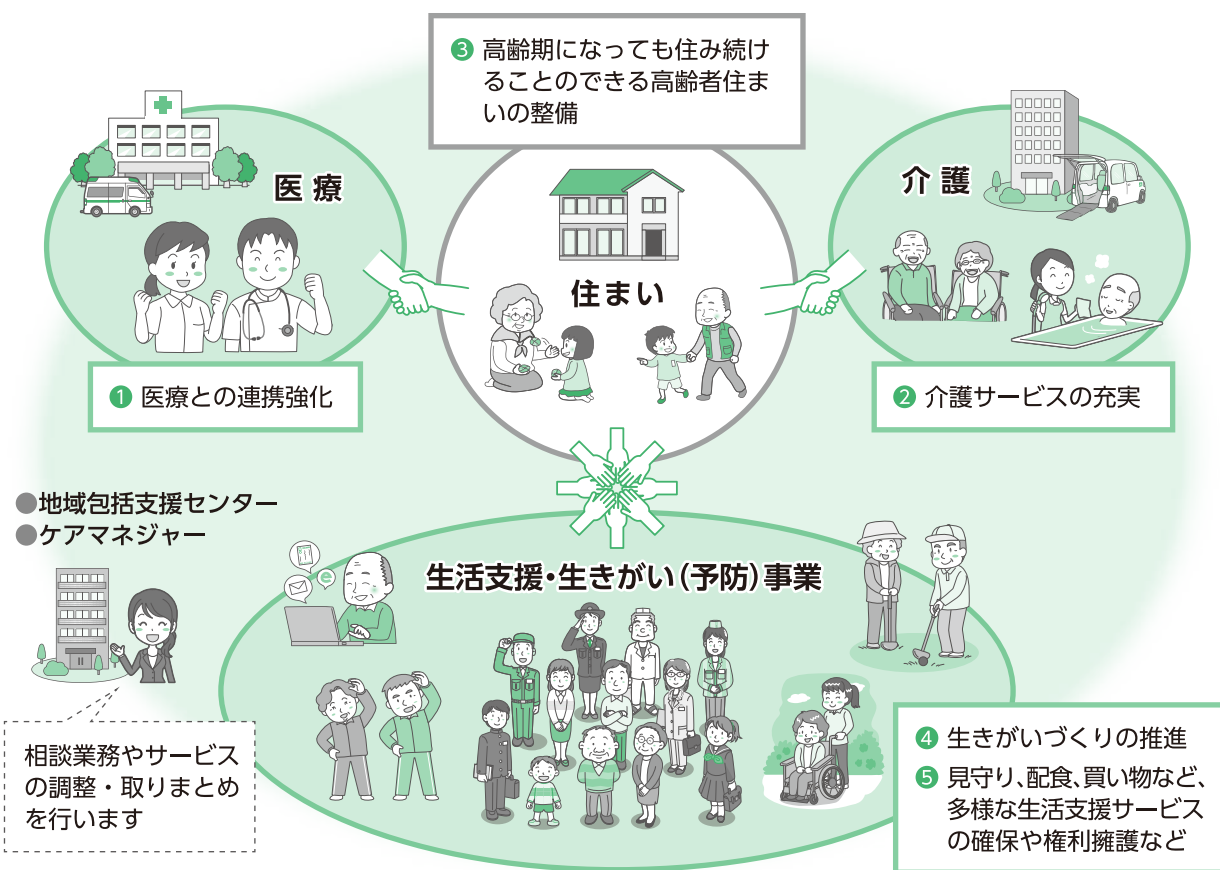
3 めざす地域社会のあり方

■ 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムは、介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの5つの分野等について、一体的・包括的に支援を受けられる体制のことです。全国で、以下の図のような社会的な仕組みの構築を進めています。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように…



市民一人ひとりがこのシステムの担い手です！

「地域之力」で住みやすいまちづくり

～ 孤立^{ゼロ}をめざして ～

■ 地域共生社会

地域共生社会とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人・人と資源が世代や分野を超えてつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化に伴い、社会的な課題の複雑化・複合化がみられます。こうした課題に対し、国は、地域包括ケアシステムの理念を高齢者以外の分野にも普遍化し、あらゆる社会的支援が必要な方に対して包括的な支援を行う「地域共生社会の実現」を提唱しています。

地域共生社会は、目指す社会の姿・イメージであり、地域包括システムはそれを実現するための仕組み、という関係性にあります。地域共生社会の実現に向けて、さらなる地域包括ケアシステムの充実が求められており、保健や他の福祉分野との包括的な連携体制を構築します。

既存の制度による解決が困難な課題

● 世帯の複合課題

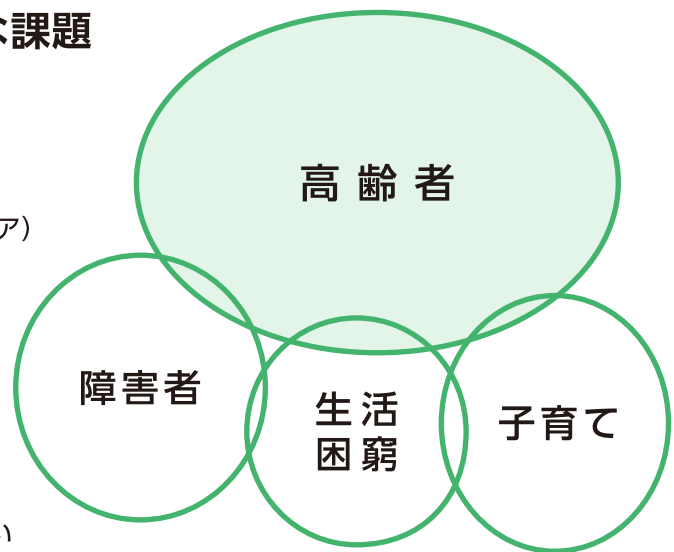
- ・ 高齢の親と無職独身の50代の子の世帯 (8050問題)
- ・ 介護と育児に同時に直面する世帯 (ダブルケア)
- ・ 障害をもつ子と要介護の親の世帯 等

● 制度の狭間

- ・ いわゆる「ゴミ屋敷」
- ・ 障害の疑いがあるが手帳申請を拒否 等

● 社会的孤立

- ・ 頼る人がいない ・ 自ら相談に行く力がない
- ・ 周囲が気がついていても対応できない



地域課題の解決力の強化

地域を基盤とする包括的支援の強化

我が事・丸ごと
地域共生社会の実現

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

4 基本理念と体系

■ 基本理念

地域の中で、人権を守り、支え合いながら暮らせる 長寿健康のまち・館山

■ 重点テーマ

「個々の取組をつなげるネットワークづくり」は、地域共生社会の実現に向けても重要なテーマであり、ネットワークづくりの重要性は依然として高いことから、本計画においても引き続き、重点テーマに掲げます。

■ 計画の体系

高齢者保健福祉施策		
基本目標	施策の方向	施策
生活支援・福祉サービス	社会参画・生きがい活動の促進	1 就労的活動の支援 2 生きがいづくりの促進
	生活支援の充実	1 地域で高齢者を支える体制づくり 2 在宅福祉サービス
健康づくり・介護予防	疾病予防・フレイル予防・健康づくりの推進	1 疾病(生活習慣病・感染症)予防の推進 2 フレイル予防の推進 3 健康づくりの推進
	介護予防の推進	1 介護予防・生活支援サービス事業 2 一般介護予防事業
医療・認知症対策	医療・介護・保健・福祉の連携強化	
	認知症高齢者等の地域生活の支援	
住まい・居住環境	多様な高齢者の住まいの充実	1 住環境の整備 2 施設福祉サービス
	人にやさしい環境の整備	
権利擁護		
介護保険事業		
介護保険制度の持続的な運営に向けて		1 介護人材の確保 2 サービスの質の向上 3 介護給付適正化の推進
推進体制		
地域包括ケア推進体制	地域包括支援センターの運営・機能強化	1 地域包括支援センターの運営 2 地域ケア会議の充実 3 相談・調整の体制づくり

5 施策の方向性と指標

■ 高齢者保健福祉施策

① 生活支援・福祉サービス

高齢者が生きがいを持てるよう多様な地域活動を展開するとともに、高齢者の社会参加を促進することによって地域において支え合う環境づくりを推進します。今後は、地域ごとに、順次、生活支援コーディネーター・協議体の設置等、住民主体の地域づくりに取り組むための基盤を整備していきます。各地域からの地域課題・高齢者の生活課題を抽出・検討し、支援を推進します。

指標名	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
支え合い会議への参加者数	—	50人
通いの場(ふれあいいいきサロン)の数	57か所	70か所

② 健康づくり・介護予防

保健・介護予防を一体的に推進するとともに、それぞれの高齢者に対応した自立支援・重度化防止のための取組を展開し、地域での健やかな暮らしの継続を支援します。また、疾病から要介護状態への進行を防止するため、保健事業や健康意識の啓発を推進します。

指標名	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
要介護2以上の新規申請者の平均年齢	81.9歳	81.9歳以上
体操教室参加者数	386人	500人
介護関係ボランティア登録者数	—	100人

③ 医療・認知症対策

高齢者が地域で安心して暮らすためには、医療と介護が連携することが不可欠です。特に本市においては、認知症初期集中支援チームに市民が直接相談できる体制をとっており、地域包括支援センターとの連携も進んでいることから、専門職による認知症チームケアは充実しているといえます。今後、認知症対策や在宅復帰支援を充実させるため、認知症サポーターやボランティア等の地域資源をネットワーク化する連携体制を構築し、面的な支援体制の整備を推進します。

指標名	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
認知症サポーターの人数	5,525人	6,100人
認知症カフェ運営団体数	1団体	4団体

■ 介護保険事業

居宅介護サービス・地域密着型サービス・介護施設サービスなどの各種サービスを適正に提供するとともに、介護保険制度の持続的な適正運営に向けた取組を進めます。

指標名	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
ケアプラン点検訪問事業所数	2事業所	計画期間内 15事業所

■ 推進体制

地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア推進体制を強化するとともに、本計画の進捗管理・評価体制の整備を進めます。

指標名	現状(令和4年度)	目標(令和8年度)
合同会議の実施	5回	6回

6 介護保険サービス

■ 日常生活圏域

地理的・歴史的背景から、旧町村に由来する10地区を基礎的単位としてとらえつつ、人口規模のバランスや、より地域に根差した施策展開を図るため、日常生活圏域を各地区民生委員児童委員協議会の担当地区とあわせた5区域を日常生活圏域として設定し、各種事業を展開していきます。

5つの日常生活圏域



■ 介護保険サービスの整備方針

本市の後期高齢者人口は未だ増加傾向であり、「介護離職ゼロ」や将来的なニーズを勘案すると、一定の施設整備は必要と考えられます。

また、施設整備に伴い介護人材の確保が必要となりますが、介護人材については、有効求人倍率が3.00倍を超えているなど、介護人材が不足している状況でもあります。

このことから、本計画では工期変更等の理由により前計画期間内で整備できなかった次のサービス整備を進めるものとします。

なお、今後のサービスの整備方針については、中長期の高齢者人口の推移を踏まえながら、継続的に検討を進めていきます。

サービス名	新設整備数(定員数)
特定施設入居者生活介護	48

■ 介護保険費用の見込み

介護保険サービス給付費や地域支援事業費の見込みから、本計画における介護保険費用を、次のとおり見込みます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅サービス費用	2,680,123	2,715,979	2,726,480
居住系サービス費用	669,340	751,918	755,090
施設サービス費用	2,064,941	2,185,218	2,256,727
その他の費用	284,898	287,455	288,483
標準給付費見込額	5,699,302	5,940,570	6,026,780
地域支援事業費	277,320	282,865	288,520
介護保険費用計	5,976,622	6,223,435	6,315,300

■ 介護保険料の設定

本計画期間における第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担を適切に求めるため、13段階の設定を行います。

所得段階	対 象 者	標準割合 (※)	保 険 料 (円)	
			年額(※)	月額(※)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護を受けている方 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	0.455 (0.285)	30,960 (19,320)	2,580 (1,610)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	46,680 (33,000)	3,890 (2,750)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が合計が120万円を超える方	0.69 (0.685)	46,920 (46,680)	3,910 (3,890)
第4段階	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方で、世帯員に市民税課税者がいる方	0.9	61,320	5,110
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方で、世帯員に市民税課税者がいる方	1	68,160	5,680
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	81,720	6,810
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	88,560	7,380
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	102,240	8,520
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	115,800	9,650
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	129,480	10,790
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	143,040	11,920
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	156,720	13,060
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.4	163,560	13,630

(※) 第1段階から第3段階までは、負担を軽減するために、公費による軽減措置が実施されています。
()内は軽減後の数値になります。

館山市高齢者保健福祉計画 (令和6年度～令和8年度)

第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年(2024年)3月 発行：館山市 編集：館山市健康福祉部 高齢者福祉課

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1 Tel 0470 (22) 3489